



発行新 潟 県号外2令和 7年10月31日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 41 新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (ICT 推進課)
- 42 新潟県財務規則の一部を改正する規則(財政課)

教育委員会規則

- 8 新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則(教育庁総務課)
- 9 新潟県立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則(高等学校教育課)

教育委員会訓令

- 12 新潟県教育委員会事務委任規程の一部改正(教育庁総務課)
- 13 新潟県教育委員会事務決裁規程の一部改正(教育庁総務課)
- 14 新潟県立学校における事務決裁及び文書等に関する規程の一部改正(教育庁総務課)
- 15 新潟県立学校に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振り等に関する規程の一部改正(教育庁総務課)
- 16 新潟県立学校職員服務規程の一部改正(教育庁総務課)
- 17 新潟県教育庁等職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める規程の一部改正(教育庁総務課)

教育委員会告示

7 新潟県立学校教職員の任免関係取扱規程の一部改正(高等学校教育課)

規則

新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和7年10月31日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第41号

新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則 新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成27年新潟県規則第67号)の一部を 次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

前

改 正 後 (条例別表第1の規則で定める事務)

第3条 (略)

 $2 \sim 7$ (略)

- 8 条例別表第1の6の項の規則で定める事務は、 県立中学校及び県立中等教育学校の前期課程にお ける学校給食費についての援助の対象となる者の 認定に関する事務とする。
- 9 条例別表第1の7の項の規則で定める事務は、 公立の特別支援学校及び<u>県立中学校(県立中等教育学校の前期課程を含む。)</u>への就学のため必要な 経費の支弁に関する事務(特別支援学校への就学 奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)によるものを除く。)で、経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関するものとする。

10 (略)

(条例別表第2の規則で定める事務及び情報)

第4条 (略)

2 条例別表第2の規則で定める情報は、生活に困 窮する外国人であって省令第44条第1号に規定す る要保護者等に準ずる者に係る同号ハからホまで、 リからルまで、ワからヨまで、<u>ク及びマ</u>に掲げる 情報並びに同号ヲに掲げる情報に準ずる情報とす る。

(条例別表第3の規則で定める事務及び情報)

- 第5条 条例別表第3の1の項の規則で定める事務は、省令第44条各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、同条第1号に規定する要保護者等に係る同号ノ及びオに掲げる情報とする。
- 2 条例別表第3の2の項の規則で定める事務は、 省令第127条各号に掲げる事務とし、同項の規則 で定める情報は、同条第1号に規定する要支援者 等に係る同号ノ及びオに掲げる情報とする。
- 3 条例別表第3の3の項の規則で定める情報は、 生活に困窮する外国人であって省令第44条第1号 に規定する要保護者等に準ずる者に係る<u>同号ノ及</u> び才に掲げる情報とする。

(条例別表第1の規則で定める事務)

改

第3条 (略)

 $2 \sim 7$ (略)

8 条例別表第1の6の項の規則で定める事務は、 県立中等教育学校の前期課程における学校給食費 についての援助の対象となる者の認定に関する事 務とする。

TE.

9 条例別表第1の7の項の規則で定める事務は、 公立の特別支援学校及び<u>県立中等教育学校の前期</u> <u>課程</u>への就学のため必要な経費の支弁に関する事 務(特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭 和29年法律第144号)によるものを除く。)で、経 費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事 実についての審査又はその資料の提出に対する応 答に関するものとする。

10 (略)

(条例別表第2の規則で定める事務及び情報)

第4条 (略)

2 条例別表第2の規則で定める情報は、生活に困 窮する外国人であって省令第44条第1号に規定す る要保護者等に準ずる者に係る同号ハからホまで、 リからルまで、ワからヨまで、<u>ノ及びク</u>に掲げる 情報並びに同号ヲに掲げる情報に準ずる情報とす る。

(条例別表第3の規則で定める事務及び情報)

- 第5条 条例別表第3の1の項の規則で定める事務は、省令第44条各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、同条第1号に規定する要保護者等に係る同号ウ及び中に掲げる情報とする。
- 2 条例別表第3の2の項の規則で定める事務は、 省令第127条各号に掲げる事務とし、同項の規則 で定める情報は、同条第1号に規定する要支援者 等に係る同号ウ及び中に掲げる情報とする。
- 3 条例別表第3の3の項の規則で定める情報は、 生活に困窮する外国人であって省令第44条第1号 に規定する要保護者等に準ずる者に係る<u>同号ウ及</u> <u>び中</u>に掲げる情報とする。

附則

この規則は、令和7年11月1日から施行する。ただし、第4条第2項及び第5条の改正は、公布の日から施行

する。

新潟県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和7年10月31日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第42号

新潟県財務規則の一部を改正する規則

新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

前

(定義)

改 正 後

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語 の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - $(1) \sim (5)$ (略)
 - (6) 次長 新潟県行政組織規則第189条第1項に 規定する次長(自治研修所次長を除き、次長を 2人以上置く場合は、事務職員の次長(事務職 員の次長を2人置く場合は、事務所長の指定す る次長)に限る。)、同条第2項に規定する副館 長、東京事務所副所長(副所長を2人以上置く 場合は、総務を担当する副所長に限る。)、自治 研修所総務課長、消防学校総務課長、はまぐみ 小児療育センター事務長、大阪事務所副所長、 新潟テクノスクール副校長、農業総合研究所管 理部長及び農業大学校管理部長、新潟県教育委 員会組織規則(昭和36年新潟県教育委員会規則 第4号) 第21条第1項及び第27条第1項に規定 する次長及び副館長(副館長を2人以上置く場 合は、事務所長の指定する副館長に限る。)、新 潟県立学校管理運営に関する規則(昭和32年新 潟県教育委員会規則第6号) 第28条第1項(同 規則第42条の16第6項及び第49条第12項におい て準用する場合を含む。)、第42条の8第5項及 び第49条第18項に規定する事務長並びに新潟県 警察組織規則(平成13年新潟県公安委員会規則 第3号) 第59条第1項に規定する副署長及び次 長をいう。
 - (7) (略)
 - (8) 係長 新潟県行政組織規則第170条第1項に 規定する係長、同規則第171条に規定する行政調 査員、同規則第177条第2項に規定する政策企画 員、同規則第178条に規定する危機対策専門員、 同規則第179条に規定する企画監査員、同規則第 192条第1項に規定する係長、同規則第211条第 1項に規定する課長代理、同条第2項に規定する総括所長代理、同条第3項に規定する所長代理 (大阪事務所所長代理に限る。)、同規則第212 条第1項に規定する係長、新潟県教育委員会組 織規則第22条第1項及び第28条第1項に規定する る係長、新潟県立学校管理運営に関する規則第 28条の2第1項(第42条の8第6項、第42条の 16第6項及び第49条第12項において準用する場

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語 の意義は、当該各号に定めるところによる。

正

 $(1) \sim (5)$ (略)

改

- (6) 次長 新潟県行政組織規則第189条第1項に 規定する次長(自治研修所次長を除き、次長を 2人以上置く場合は、事務職員の次長(事務職 員の次長を2人置く場合は、事務所長の指定す る次長)に限る。)、同条第2項に規定する副館 長、東京事務所副所長(副所長を2人以上置く 場合は、総務を担当する副所長に限る。)、自治 研修所総務課長、消防学校総務課長、はまぐみ 小児療育センター事務長、大阪事務所副所長、 新潟テクノスクール副校長、農業総合研究所管 理部長及び農業大学校管理部長、新潟県教育委 員会組織規則(昭和36年新潟県教育委員会規則 第4号) 第21条第1項及び第27条第1項に規定 する次長及び副館長(副館長を2人以上置く場 合は、事務所長の指定する副館長に限る。)、新 潟県立学校管理運営に関する規則(昭和32年新 潟県教育委員会規則第6号) 第28条第1項(同 規則第42条の16第6項及び第49条第12項におい て準用する場合を含む。)、第42条の8第5項、 第49条第18項及び第50条の6第3項に規定する 事務長並びに新潟県警察組織規則(平成13年新 潟県公安委員会規則第3号)第59条第1項に規 定する副署長及び次長をいう。
- (7) (略)
- (8) 係長 新潟県行政組織規則第170条第1項に 規定する係長、同規則第171条に規定する政策企画 直員、同規則第177条第2項に規定する政策企画 員、同規則第178条に規定する危機対策専門員、 同規則第179条に規定する企画監査員、同規則第 192条第1項に規定する係長、同規則第211条第 1項に規定する課長代理、同条第2項に規定する総括所長代理、同条第3項に規定する所長代理 (大阪事務所所長代理に限る。)、同規則第212 条第1項に規定する係長、新潟県教育委員会組 織規則第22条第1項及び第28条第1項に規定する係長、新潟県立学校管理運営に関する規則第 28条の2第1項(第42条の8第6項、第42条の 16第6項、第49条第12項及び第50条の6第4項

合を含む。)に規定する係長並びに議会事務局、 人事委員会事務局、労働委員会事務局及び新潟 県警察の予算経理を分掌する課の係長をいう。

 $(9) \sim (19)$ (略)

別表第1 (第2条関係)

名	称	所管組織
(略)		(略)
新潟北高等学校		
碧高等学校		
(略)		
(略)		(略)
放射線監視センター		
柏崎高等学校附属中学	<u>校</u>	
(略)		
(略)		

において準用する場合を含む。)に規定する係長並びに議会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局及び新潟県警察の予算経理を分掌する課の係長をいう。

 $(9) \sim (19)$ (略)

別表第1 (第2条関係)

名	称	所管組織
(略)		(略)
新潟北高等学校		
(略)		
(略)		(略)
放射線監視センター		
(略)		
(略)		

附則

この規則は、令和7年11月1日から施行する。

教育委員会規則

新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月31日

新潟県教育委員会

教育長 太田 勇二

新潟県教育委員会規則第8号

新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則

新潟県教育委員会組織規則(昭和36年新潟県教育委員会規則第4号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

 改 正 後
 改 正 前

 答)
 (分掌事務)

(分掌事務)

第9条 前節に規定する課の分掌事務は、次のとお 第9条 前節に規定する課の分掌事務は、次のとお りとする。 りとする。

総務課~義務教育課 (略) 高等学校教育課

- (1) <u>県立中学校、</u>県立高等学校及び県立中等教育 学校の教員の定数の決定、任命その他の人事に 関する事項
- (2) <u>県立中学校、</u>県立高等学校及び県立中等教育 学校の教員の研修に関する事項(生徒指導課及 び保健体育課の分掌事務を除く。)
- (3) (略)
- (4) <u>県立中学校、</u>県立高等学校、県立中等教育学校、市町村立専修学校及び市町村立各種学校の設置、廃止並びに位置及び校名の変更に関する事項
- (5) <u>県立中学校、</u>県立高等学校及び県立中等教育 学校の学級編制並びに募集生徒に関する事項
- (6) <u>県立中学校、</u>県立高等学校及び県立中等教育 学校における教育課程、学習指導その他学校教 育の専門的事項の指導に関する事項(生徒指導 課の分掌事務を除く。)
- (7) <u>県立中学校、</u>県立高等学校及び県立中等教育学校の通学区域の設定及び変更に関する事項
- (8) (略)
- (9) <u>県立中学校、</u>県立高等学校及び県立中等教育 学校の入学者選抜に関する事項
- (10) <u>県立中学校、</u>県立高等学校及び県立中等教 育学校における教科書その他の教材の取扱いに 関する事項(義務教育課の分掌事務を除く。)
- (11)~(16) (略)
- (17) <u>県立中学校、</u>県立高等学校及び県立中等教 育学校の管理運営等に関し、他課の所管に属し ない事項

生徒指導課

- (1) <u>県立中学校、</u>県立高等学校、県立中等教育学校及び県立特別支援学校並びに市町村立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校における生徒指導に関する事項
- (2) \sim (4) (略)

生涯学習推進課~保健体育課 (略)

りとする。 (略) 終発記

総務課~義務教育課 (略) 高等学校教育課

- 教育 (1) 県立高等学校及び県立中等教育学校の教員の 事に 定数の決定、任命その他の人事に関する事項
 - (2) 県立高等学校及び県立中等教育学校の教員の 研修に関する事項(生徒指導課及び保健体育課 の分掌事務を除く。)
 - (3) (略)
 - (4) 県立高等学校、県立中等教育学校、市町村立 専修学校及び市町村立各種学校の設置、廃止並 びに位置及び校名の変更に関する事項
 - (5) 県立高等学校及び県立中等教育学校の学級編制並びに募集生徒に関する事項
 - (6) 県立高等学校及び県立中等教育学校における 教育課程、学習指導その他学校教育の専門的事 項の指導に関する事項(生徒指導課の分掌事務 を除く。)
 - (7) 県立高等学校及び県立中等教育学校の通学区域の設定及び変更に関する事項
 - (8) (略)
 - (9) 県立高等学校及び県立中等教育学校の入学者 選抜に関する事項
 - (10) 県立高等学校及び県立中等教育学校における教科書その他の教材の取扱いに関する事項(義務教育課の分掌事務を除く。)
 - (11)~(16) (略)
 - (17) 県立高等学校及び県立中等教育学校の管理 運営等に関し、他課の所管に属しない事項

生徒指導課

- (1) 県立高等学校、県立中等教育学校及び県立特別支援学校並びに市町村立の小学校、中学校、 義務教育学校及び特別支援学校における生徒指 導に関する事項
- $(2) \sim (4)$ (略)

生涯学習推進課~保健体育課 (略)

附則

潟 県 報

この規則は、令和7年11月1日から施行する。

新潟県立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月31日

新潟県教育委員会

教育長 太田 勇二

新潟県教育委員会規則第9号

新潟県立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則

新潟県立学校管理運営に関する規則(昭和32年新潟県教育委員会規則第6号)の一部を次の表のように改正する。

	(ト線部分は改正部分)
改 正 後	改 正 前
(修業年限)	(修業年限)
第4条 県立学校の修業年限は、次のとおりとする。	第4条 県立学校の修業年限は、次のとおりとする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 中学校	(2) 削除
3年	
(3) • (4) (略)	(3) • (4) (略)
(教育課程)	(教育課程)
第9条 (略)	第9条 (略)
2 次の表の左欄に掲げる高等学校(第21条第2項	
において「併設型高等学校」という。)においては、	
当該高等学校に係る同表の右欄に掲げる中学校	
(同項において「併設型中学校」という。)との間	
では、学校教育法施行規則第115条の規定により、	
- 貫した教育を施すため、あらかじめ当該学校間	
で協議し教育課程を編成するものとする。	
高等学校中学校	
新潟県立柏崎高等学 新潟県立柏崎高等学	
校格属中学校	
3 (略)	<u>2</u> (略)
4 (略)	3 (略)
(生徒の事故)	(生徒の事故)
第17条 (略)	第17条 (略)
2 校長は、生徒に関し、次に掲げる事故が発生し	2 校長は、生徒に関し、次に掲げる事故が発生し
た場合には、すみやかに委員会に報告しなければな	た場合には、すみやかに委員会に報告しなければ
らない。	ならない。
(1) • (2) (略)	(1) • (2) (略)
(3) 少年法(昭和23年法律第168号)により保護	(3) 少年法(昭和23年法律第168号)により保護
処分をうけ、若しくはその虞のある非行をした	処分をうけ、若しくはその虞のある非行をした
場合又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)	場合又は児童福祉法(昭和29年法律第136号)
により児童相談所に一時保護を加えられ、若し	により児童相談所に一時保護を加えられ、若し
くは児童自立支援施設に入所させられた場合	くは児童自立支援施設に入所させられた場合
(4) (略)	(4) (略)
V-7 VIH7	
(入学者等の選抜)	(入学者等の選抜)
第21条 (略)	第21条 (略)
2 併設型高等学校においては、併設型中学校の生	
をについては、入学者の選抜は行わないものとす	

第3章 中学校

(休業日)

第42条の2 第8条 (第1項第5号及び第3項を除 く。)の規定は、中学校に準用する。

(修学旅行)

- **第42条の3** 修学旅行は、次の基準によるものとする。
 - (1) 第1学年及び第2学年は日帰りとし、第3学 年は2泊3日以内(車中泊を含む。)とする。
 - (2) 宿泊を要する修学旅行は、在学中1回に限る。
- 2 第2学年にあっては、あらかじめ委員会の承認 を得て、前項第1号の規定による宿泊を要する修 学旅行を行うことができる。
- 3 校長は、宿泊を要する修学旅行を実施する場合 においては、その計画を実施期日の60日前までに 委員会に届け出なければならない。

(対外運動競技)

第42条の4 第13条の規定は、中学校に準用する。 2 校長は、生徒を宿泊を要する対外運動競技に参加させる場合は、あらかじめ委員会に届け出なければならない。

(出席状況)

- 第42条の5 第15条の規定は、中学校に準用する。
- 2 生徒が、引き続き7日以上出席せず、その他その出席状況が良好でない場合において、その出席させないことについて保護者に正当な事由がないと認められるときは、校長は、その保護者に対し、出席させるよう督促するとともに、速やかに、その旨を委員会及び当該生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。
- 3 校長は、生徒の出席状況を、毎学期末に、委員会に報告しなければならない。

(懲戒)

第42条の6 第16条の規定は、中学校に準用する。 ただし、同条第2項の停学の規定は、準用しない。

(入学、転学及び卒業等)

第42条の7 第22条の規定は、中学校に準用する。 ただし、転籍及び留学の規定は準用しない。

(職員の編制等)

第42条の8 中学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭及び事務職員を置く。ただし、養護教諭及び栄養教諭は、当分の間置かないことが

第3章 削除

できる。

- 2 中学校には、研究主任を置く。
- 3 研究主任は、校長の監督を受け、学校における 研究活動に関する事項について連絡調整及び指 導、助言に当たる。
- 4 研究主任の発令については、第26条第7項の規 定を準用する。
- <u>5</u> 中学校には、事務をつかさどる事務長(事務職 員に限る。)を置くことができる。
- 6 第24条第1項第2号から第5号まで、同項第7 号及び第2項、第25条第2項及び第3項、第26条、 第26条の2、第27条並びに第28条の2から第29条 の3までの規定は、中学校に準用する。

(その他の高等学校の規定の準用)

 第42条の9
 第7条、第9条第1項及び第4項、第 9条の2、第12条、第14条、第17条から第20条まで、第21条第1項、第36条並びに第40条の2から 第42条までの規定は、中学校に準用する。

(修学旅行)

第42条の11 <u>第42条の3の規定は、前期課程に準用</u> する。

2 (略)

(対外運動競技)

第42条の12 (略)

2 <u>第42条の4第2項の規定は、前期課程に準用する。</u>

(出席状況)

第42条の13 (略)

2 <u>第42条の5第2項及び第3項の規定は、前期課</u> 程に準用する。

<u>第42条の2から第42条の9まで</u> 削除

(修学旅行)

- **第42条の11** <u>修学旅行は、次の基準によるものとす</u> る。
 - (1) 第1学年及び第2学年は日帰りとし、第3学年は2泊3日以内(車中泊を含む。)とする。
 - (2) 前期課程の宿泊を要する修学旅行は、在学中1回に限る。
- 2 第2学年にあっては、あらかじめ委員会の承認 を得て、前項第1号の規定による宿泊を要する修 学旅行を行うことができる。
- 3 校長は、前期課程の宿泊を要する修学旅行を実施する場合においては、その計画を実施期日の60 日前までに委員会に届け出なければならない。
- 4 (略)

(対外運動競技)

第42条の12 (略)

2 校長は、前期課程の生徒を宿泊を要する対外運動競技に参加させる場合は、あらかじめ委員会に届け出なければならない。

(出席状況)

第42条の13 (略)

2 前期課程の生徒が、引き続き7日以上出席せず、 その他その出席状況が良好でない場合において、 その出席させないことについて保護者に正当な事 由がないと認められるときは、校長は、その保護 (その他の高等学校の規定の準用)

第42条の17 第7条、第9条第1項及び第4項、第**第42条の17** 第7条、第9条、第9条の2、第12条、 9条の2、第12条、第14条、第17条から第20条、 第21条第1項、第23条、第36条並びに第40条の2 から第42条までの規定は、中等教育学校に準用す

2 (略)

(その他の高等学校の規定の準用)

- **第50条** 第7条、第9条<u>第1項及び第4項</u>、第9条 の2、第13条、第14条、第17条から第20条まで、 第36条並びに第40条の2から第42条までの規定は、 特別支援学校に準用する。
- 2 第21条第1項、第22条及び第23条の規定は、特 別支援学校の高等部に準用する。

附 則

この規則は、令和7年11月1日から施行する。

者に対し、出席させるよう督促するとともに、速 やかに、その旨を委員会及び当該生徒の住所の存 する市町村の教育委員会に通知しなければならな

3 校長は、前期課程の生徒の出席状況を、毎学期 末に、委員会に報告しなければならない。

(その他の高等学校の規定の準用)

- 第14条、第17条から第21条まで、第23条第1項、 第36条及び第40条の2から第42条までの規定は、 中等教育学校に準用する。
- 2 (略)

(その他の高等学校の規定の準用)

- 第50条 第7条、第9条、第9条の2、第13条、第 14条、第17条から第20条まで、第36条及び第40条 の2から第42条までの規定は、特別支援学校に準 用する。
- 2 第21条から第23条第1項までの規定は、特別支 援学校の高等部に準用する。

教育委員会訓令

◎新潟県教育委員会訓令第12号

新潟県教育委員会事務委任規程(昭和36年3月新潟県教育長訓令第2号)の一部を次の表のように改正し、令和7年11月1日から実施する。

令和7年10月31日

新潟県教育委員会

教育長 太田 勇二

改 正 後	改 正 前
(定義)	(定義)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 この規程において、「県立学校長」とは、新潟県	2 この規程において、「県立学校長」とは、新潟県
立学校条例(昭和39年新潟県条例第46号)第1条	立学校条例(昭和39年新潟県条例第46号)第1条
第1項の規定に基づき設置する学校の校長をいう。	第1項に規定する高等学校及び特別支援学校の校
	長をいう。

◎新潟県教育委員会訓令第13号

教育庁本庁 出 先 機 関教育機 関

新潟県教育委員会事務決裁規程(昭和36年3月新潟県教育長訓令第3号)の一部を次の表のように改正し、令和7年11月1日から実施する。

令和7年10月31日

新潟県教育委員会

教育長 太田 勇二

(下線部分は改正部分)

改 正 後 改 正 前

別表第4 (第5条関係)

(教育次長及び課長の個別的専決事項)

総務課~福利課 (略)

義務教育課

教育次長専決事項

- (1)~(20) (略)
- (21) 新潟県立学校管理運営に関する規則(昭和32年新潟県教育委員会規則第6号。以下「管理規則」という。)第50条第1項において準用する第9条第4項の規定による教育課程についての届出の受理をすること。
- (22) 管理規則第48条<u>において準用する第16条第</u> <u>5項</u>の規定による退学処分の報告の受理をする こと。

義務教育課長専決事項

- (1) \sim (6) の 2 (略)
- (7) 管理規則第49条第11項及び第12項において準 用する第26条第7項及び第8項、第26条の2第 3項、第49条第13項及び第14項の規定による主 任等の承認をすること。
- (8) 管理規則<u>第50条第1項において準用する</u>第36 条の規定による教員の氏名又は本籍地の変更の 報告の受理をすること。
- (9) \sim (11) (略)
- (12) 管理規則<u>第49条第12項において準用する</u>第 29条第2項の規定による校務分掌の届出を受理 すること。
- (13) \sim (31) (略)
- (32) 管理規則<u>第50条第1項において準用する</u>第 20条の規定による教材の届出の受理をすること。
- (33) 管理規則<u>第50条第2項において準用する</u>第 23条の規定による生徒の異動状況の報告の受理 をすること。
- (34) 管理規則第43条において準用する第8条第 3項、第4項及び第5項の規定による休業日の 承認、振替授業の承認又は届出及び臨時休業の 報告の受理をすること。
- (35) 管理規則<u>第50条第1項において準用する</u>第 14条第2項の規定による出席停止の報告の受理

別表第4 (第5条関係)

(教育次長及び課長の個別的専決事項)

総務課~福利課 (略)

義務教育課

教育次長専決事項

- (1)~(20) (略)
- (21) 新潟県立学校管理運営に関する規則(昭和32年新潟県教育委員会規則第6号。以下「管理規則」という。)第9条<u>第3項</u>の規定による<u>県立特別支援学校の</u>教育課程についての届出の受理をすること。
- (22) 管理規則第48条の規定による退学処分の報告の受理をすること。

義務教育課長専決事項

- (1) \sim (6) の 2 (略)
- (7) 管理規則第26条第7項、第26条の2第3項、 第26条の3第4項及び第26条の4第4項の規定 による<u>県立特別支援学校の</u>主任等の承認をする
- (8) 管理規則第36条の規定による<u>県立学校</u>教員 の氏名又は本籍地の変更の報告の受理をするこ と。
- (9)~(11) (略)
- (12) 管理規則第29条第2項の規定による<u>県立学</u>校の校務分掌の届出を受理すること。
- $(13) \sim (31)$ (略)
- (32) 管理規則第20条の規定による<u>県立特別支援</u> 学校の教材の届出の受理をすること。
- (33) 管理規則第23条の規定による<u>県立学校の児</u> <u>童、</u>生徒の異動状況の報告の受理をすること。
- (34) 管理規則第43条の規定による休業日の承認、振替授業の承認又は届出及び臨時休業の報告の受理をすること。
- (35) 管理規則第14条の規定による<u>県立学校の</u>出 席停止の報告の受理をすること。

をすること<u>(保健体育課の分掌事務に係る事項</u>を除く。)。

(36) (略)

- (36)の2 管理規則第50条第1項において準用す <u>る</u>第17条第2項の規定による児童、生徒の事故 発生の報告を受理すること(生徒指導課及び保 健体育課の分掌事務に係る事項を除く。)。
- (36) の 3 管理規則第48条<u>において準用する第16</u> 条第5項の規定による停学処分の報告の受理を すること。
- (37)~(39) (略) 高等学校教育課 教育次長専決事項
- (1)~(25) (略)
- (26) 管理規則第9条<u>第4項(第42条の9及び第42条の17第1項において準用する場合を含む。)</u> の規定による教育課程についての届出の受理をすること。
- (27) 管理規則第16条第5項<u>(第42条の6及び第42条の14において準用する場合を含む。)</u>の規定による退学処分の報告の受理をすること。 高等学校教育課長専決事項
- (1) \sim (6) の 2 (略)
- (7) 管理規則第26条第7項<u>及び第8項</u>、第26条の 2第3項、第26条の3第4項<u>並びに</u>第26条の4 第4項<u>(第42条の8第4項及び第6項、第42条</u> <u>の16第5項及び第6項において準用する場合を 含む。)</u>の規定による主任等の承認をすること。
- (8) 管理規則第36条 (第42条の9及び第42条の17 第1項において準用する場合を含む。) の規定 による教員の氏名等の変更の報告の受理をする こと。
- $(9) \sim (11)$ (略)
- (12) 管理規則第29条第2項<u>(第42条の8第6項及び第42条の16第6項において準用する場合を含む。)</u>の規定による校務分掌の届出を受理すること。
- $(13) \sim (25)$ (略)
- (26) 管理規則第8条第3項、第4項及び第5項 (第42条の2及び第42条の10において準用する 場合を含む。)の規定による休業日の承認、振 替授業の承認又は届出及び臨時休業の報告の受 理をすること。
- (27) 管理規則第14条第2項<u>(第42条の9及び第42条の17第1項において準用する場合を含む。)</u> の規定による出席停止の報告の受理をすること。 (保健体育課の分掌事務に係る事項を除く。)。
- (28) 管理規則第10条から第12条<u>(第42条の9、</u> 第42条の11第4項及び第42条の17第1項におい て準用する場合を含む。)までの規定による修 学旅行等実施の届出の受理をすること。

- (36) (略)
- (36)の2 管理規則第17条の規定による<u>県立学校</u> <u>の</u>児童、生徒の事故発生の報告を受理すること (生徒指導課及び保健体育課の分掌事務に係る 事項を除く。)。
- (36)の3 管理規則第48条の規定による停学処分 の報告の受理をすること。
- (37)~(39) (略) 高等学校教育課 教育次長専決事項
- (1) \sim (25) (略)
- (26) 管理規則第9条<u>第3項</u>の規定による教育課程についての届出の受理をすること。
- (27) 管理規則第16条第5項の規定による退学処分の報告の受理をすること。

高等学校教育課長専決事項

- (1) \sim (6) の 2 (略)
- (7) 管理規則第26条第7項、第26条の2第3項、 第26条の3第4項<u>及び</u>第26条の4第4項の規定 による主任等の承認をすること。
- (8) 管理規則第36条の規定による教員の氏名等の変更の報告の受理をすること。
- $(9) \sim (11)$ (略)
- (12) 管理規則第29条第2項の規定による校務分 掌の届出を受理すること。
- $(13) \sim (25)$ (略)
- (26) 管理規則第8条第3項、第4項及び第5項 の規定による休業日の承認、振替授業の承認又 は届出及び臨時休業の報告の受理をすること。
- (27) 管理規則第14条第2項の規定による出席停止の報告の受理をすること。
- (28) 管理規則第10条から第12条までの規定による修学旅行等実施の届出の受理をすること。

- (28) の 2 管理規則第16条第5項<u>(第42条の14に</u> <u>おいて準用する場合を含む。)</u>の規定による停 学処分の報告の受理をすること。
- (28)の3 管理規則第17条<u>第2項(第42条の9及び第42条の17第1項において準用する場合を含む。)</u>の規定による生徒の事故発生の報告を受理すること(生徒指導課及び保健体育課の分掌事務に係る事項を除く。)。
- (29) 管理規則第20条 (第42条の9及び第42条の 17第1項において準用する場合を含む。)の規 定による教材の届出の受理をすること。
- (30) 管理規則第23条 (第42条の17第1項におい て準用する場合を含む。)の規定による生徒の 異動状況の報告の受理をすること。
- (30) の 2 管理規則第42条の 3 <u>第 3 項</u>及び第42条 の 4 <u>第 2 項</u> (第42条の11第 1 項及び第42条の12 <u>第 2 項において準用する場合を含む。</u>)の規定 による修学旅行等実施の届出の受理をすること。
- (30)の3 管理規則第42条の5第3項<u>(第42条の13第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定による生徒の出席状況の報告の受理をすること。
- (31) (略)

生徒指導課

教育次長専決事項 (略)

生徒指導課長専決事項

- (1) (略)
- (2) 管理規則第17条<u>第2項(第42条の9、第42条</u> の17第1項及び第50条第1項において準用する 場合を含む。)の規定による県立学校の児童、生 徒の事故発生の報告を受理すること(生徒指導 に関する事項に限る。)。

生涯学習推進課 (略)

保健体育課

教育次長専決事項 (略)

保健体育課長専決事項

- (1) 管理規則第14条 (<u>第42条の9、第42条の17第</u> 1 項及び第50条第1項において準用する場合を含む。)の規定により生徒の伝染病による出席停止の報告を受理すること。
- (2) \sim (5) (略)
- (6) 管理規則第17条<u>第2項</u>(<u>第42条の9、第42条</u> <u>の17第1項及び</u>第50条<u>第1項</u>において準用する 場合を含む。)の規定による生徒の事故発生の報 告を受理すること(保健体育、学校安全及び学 校給食に関する事項に限る。)。

- (28)の2 管理規則第16条第5項の規定による停 学処分の報告の受理をすること。
- (28)の3 管理規則第17条の規定による生徒の事故発生の報告を受理すること(生徒指導課及び保健体育課の分掌事務に係る事項を除く。)。
- (29) 管理規則第20条の規定による教材の届出の 受理をすること。
- (30) 管理規則第23条の規定による生徒の異動状況の報告の受理をすること。
- (30)の2 管理規則第42条の3及び第42条の4の 規定による修学旅行等実施の届出の受理をする こと。
- (30)の3 管理規則第42条の5第3項の規定による生徒の出席状況の報告の受理をすること。
- (31) (略)

生徒指導課

教育次長専決事項 (略)

生徒指導課長専決事項

- (1) (略)
- (2) 管理規則第17条の規定による県立学校の児 童、生徒の事故発生の報告を受理すること(生 徒指導に関する事項に限る。)。

生涯学習推進課 (略)

保健体育課

教育次長専決事項 (略)

保健体育課長専決事項

- (1) 管理規則第14条 (第50条において準用する場合を含む。)の規定により生徒の伝染病による出席停止の報告を受理すること。
- (2) \sim (5) (略)
- (6) 管理規則第17条 (第50条において準用する場合を含む。)の規定による生徒の事故発生の報告を受理すること (保健体育、学校安全及び学校給食に関する事項に限る。)。

◎新潟県教育委員会訓令第14号

教育庁本庁 県 立 学 校

新潟県立学校における事務決裁及び文書等に関する規程(昭和46年12月新潟県教育長訓令第12号)の一部を次 の表のように改正し、令和7年11月1日から実施する。

令和7年10月31日

新潟県教育委員会

教育長 太田 勇二

				(下	線部分は	改正部分)
改 正 後			改	正	前	
(用語の意義)		(用語の	の意義)			
第2条 (略)		第2条	(略)			
2 この規程において、次の各号に掲げる	用語の意	2 この規	見程において	、次の各	号に掲げる	万用語の意
義は、当該各号の定めるところによる。		義は、	当該各号の定	めるとこれ	ろによる。	
(1) 学校 新潟県立学校条例(昭和39年	新潟県条	(1) 学村	交 新潟県立	学校条例	(昭和39年	三新潟県条
例第46号)第1条第1項の規定に基づ	き設置す	例第4	6号) <u>別表第</u>	1 に掲げ	る「高等学	学校」、別表
<u>る学校</u> をいう。		第2に掲げる「中等教育学校」、別表第3に掲げ				
		<u>る「</u> 特	寺別支援学校	<u>」</u> をいう。	ı	
$(2) \sim (5)$ (略)		$(2) \sim (5)$	5) (略)			
別表第2(第36条、第36条の2関係)		別表第2	(第36条、第	36条の2	関係)	
番号 学校の名称	記号	番号	学	校の名称		記号
中1 新潟県立柏崎高等学校附属	柏附中					

番号	学校の名称	記号	番号	学校の名称	記号
<u>中1</u>	新潟県立柏崎高等学校附属	柏附中			
	<u>中学校</u>				
1	新潟県立新潟高等学校	新高	1	新潟県立新潟高等学校	新高
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
7	新潟県立新潟北高等学校	新北高	7	新潟県立新潟北高等学校	新北高
7 - 2	新潟県立碧高等学校	碧高			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

◎新潟県教育委員会訓令第15号

県 立 学 校

新潟県立学校に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振り等に関する規程(平成4年7月新潟県教育長訓令第11号)の一部を次の表のように改正し、令和7年11月1日から実施する。

令和7年10月31日

新潟県教育委員会

教育長 太田 勇二

改 正 後	改 正 前
(用語の定義)	(用語の定義)
第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語	第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語
の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ	の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ
る。	る。
(1) 県立学校 新潟県立学校条例(昭和39年新潟	(1) 県立学校 新潟県立学校条例(昭和39年新潟
県条例第46号) <u>第1条第1項の規定に基づき設</u>	県条例第46号) <u>別表第1から第3に規定する</u> 学
<u>置する</u> 学校をいう。	校をいう。
(2)~(8) (略)	(2)~(8) (略)

◎新潟県教育委員会訓令第16号

県 立 学 校

新潟県立学校職員服務規程(平成24年8月新潟県教育委員会訓令第10号)の一部を次の表のように改正し、令和7年11月1日から実施する。

令和7年10月31日

新潟県教育委員会

教育長 太田 勇二

改 正 後	改 正 前
(定義)	(定義)
第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語	第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語
の意義は、当該各号に定めるところによる。	の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 県立学校 新潟県立学校条例(昭和39年新潟	(1) 県立学校 新潟県立学校条例(昭和39年新潟
県条例第46号) <u>第1条第1項の規定に基づき設</u>	県条例第46号)別表第1から第3までに規定す
<u>置する</u> 学校をいう。	<u>る</u> 学校をいう。
$(2) \sim (4) (略)$	$(2) \sim (4) (略)$

◎新潟県教育委員会訓令第17号

新潟県教育庁等職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める規程(平成28年3月新潟県教育委員会訓令第2号)の一部を次の表のように改正し、令和7年11月1日から実施する。

令和7年10月31日

新潟県教育委員会

教育長 太田 勇二

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(定義)	(定義)
第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語	第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語
の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによ	の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによ
る。	る。
(1) • (2) (略)	(1) • (2) (略)
(3) 県立学校 新潟県立学校条例(昭和39年新潟	(3) 県立学校 新潟県立学校条例(昭和39年新潟
県条例第46号)第1条第1項の規定に基づき設	県条例第46号) <u>別表第1から別表第3までに規</u>
<u>置する</u> 学校をいう。	<u>定する</u> 学校をいう。
(4) (略)	(4) (略)

教育委員会告示

◎新潟県教育委員会告示第7号

新潟県立学校教職員の任免関係取扱規程(昭和50年12月新潟県教育委員会告示第10号)の一部を次の表のように改正し、令和7年11月1日から実施する。

令和7年10月31日

新潟県教育委員会

教育長 太田 勇二

改 正 後	改 正 前
(用語の定義)	(用語の定義)
第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語	第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語
の意義は、当該各号に定めるところによる。	の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 県立学校 県立の <u>中学校、</u> 高等学校、中等教	(1) 県立学校 県立の高等学校、中等教育学校及
育学校及び特別支援学校をいう。	び特別支援学校をいう。
$(2) \sim (23)$ (略)	$(2) \sim (23)$ (略)